

市民所得推計について

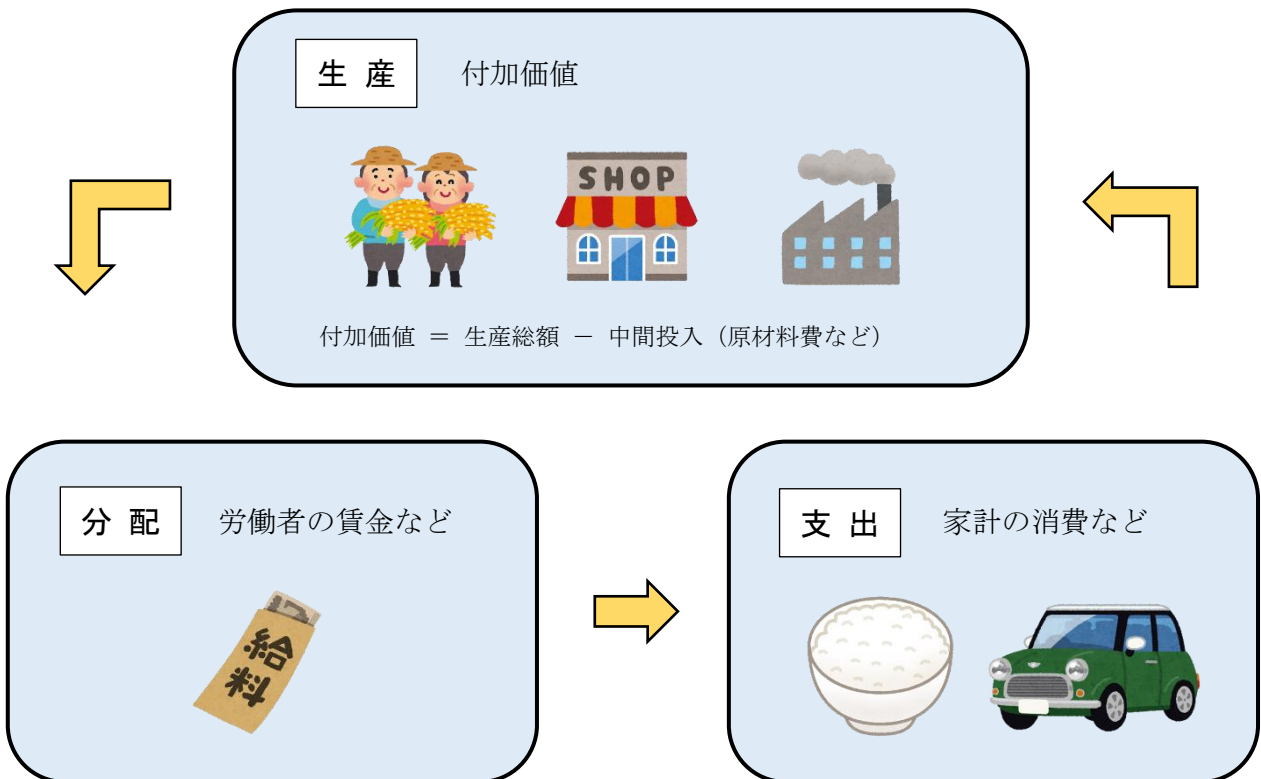
○ 市民所得推計とは

国における「国民経済計算」、県における「県民経済計算」の考え方を市域に当てはめたものであり、市内において、1年間で新たに生産された価値（付加価値）の流れを「生産」及び「分配」の両面から推計したものです。

○ 三面等価の原則

私たちの経済活動は、モノやサービスを「生産」することにより価値（付加価値）を生み出し、その価値（付加価値）は生産活動に参加した人や企業に賃金や利潤として「分配」され、その賃金や利潤が消費や投資に「支出」されることにより、需要を生み出し新たな「生産」に繋がります。

この価値（付加価値）の循環は、経済活動を「生産」、「分配」、「支出」の異なる3面から捉えたものであるため、価値（付加価値）の総額はどの面から捉えても同額（「生産」＝「分配」＝「支出」）となるマクロ経済学上の原則を「三面等価の原則」と言います。



○ 市民所得推計の算出方法

市民所得推計は、「県民経済計算」（長野県企画振興部総合政策課統計室）を基に推計しています。

なお、「県民経済計算」は、国際連合で合意された国民経済計算の国際基準である「2008年版国民勘定体系（2008 SNA = System of National Accounts 2008）」に基づき、「県民経済計算標準方式」（内閣府経済社会総合研究所）に準拠し推計されています。

○ 数値の遡及改定

「国民経済計算」（内閣府経済社会総合研究所）や「県民経済計算」は、国勢調査や経済センサスなどの様々な統計資料を基に推計されています。そのため、基となる統計資料の数値の更新や推計方法の見直しがあると、遡って推計し直されます。

市民所得推計も「県民経済計算」が基となっているため、「県民経済計算」の数値が遡及改定されると、それに合わせて遡及改定されます。

市民所得推計の相互（概念）関係図

